

(別紙)

選定基準	審査項目	審査内容	配点	審査書類
(府通則条例第4条第1号)	①法令遵守による適切な管理 ・基本方針の妥当性(府方針等の適合性)	①団体から提案された管理の方針が設置目的や府の方針に沿っているか。	確保できない場合は失格	・事業計画書(1) ・その他全般
		②施設の設置目的を理解しているか。		
		③指定管理者の役割を理解しているか。		
	・基本方針の妥当性(府方針等の適合性)関係法令の遵守、府民の平等な利用の確保	①平等な利用を図るための具体的手法が確保されているか。		
		②事業等の内容に利用者の特定化などの偏りがいないか。		
		③利用者本位のサービスが提供されているか。		
(府通則条例第4条第2号)	・人的能力(人員配置・組織体制の妥当性)	①人員体制は十分か。 (専門職の確保、管理責任者の確保、職員数の確保の確実性)	10	・事業計画書(2) ・実施体制表 ・再委託予定調書 ・団体概要調書 ・添付書類
		②職員の指導育成、研修体制は十分か。		
		③現在従事している職員の活用計画はどうか。		
	・物的能力(経営基盤の安定性)	①経営状況が安全かつ健全なものか。	5	
		②事業規模に対して所有する財産の規模が適正であるか。		
		③財務諸表のバランスがとれているか。		
	・業務遂行力(業務実績、団体の信用性)	①施設を良好に運営した実績はあるか。	10	
		②収支計画書の収入、支出の積算と事業計画書に示している内容との整合性は図られているか、また実現可能性はあるか。		
		③再委託を行う場合の再委託する業務の範囲は適切か。		
	・安全管理(通常時の安全管理、緊急時の対応力)	①災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。	5	
		②事故未然防止の取組や職員の訓練計画等、来館者への安全管理体制が十分か。		
	(府通則条例第4条第3号)	・利用者に対するサービスの向上	①具体的手法(実現可能性も含め)としての提案になっているか。 (利用料金、開館時間、利用申込・利用者決定手続等) (期待できる効果、内容の適切さ、施設の設備・機能の活用、持続性)	
②トラブル防止や苦情等への対処法が確立されているか。				
・利用促進、利用者増への取組み		①具体的手法(実現可能性も含め)としての提案になっているか。 (利用者数等の目標設定は妥当か。実現のための利用促進策について、期待できる効果、内容の適切さ、持続性はどうか。)	10	
		②利用者ニーズの収集・分析及び反映するための体制が実効性ある提案になっているか。		
・適切な利用料金設定		①利用料金の設定が実現可能性があり、かつ利用者にとってより適切で、収支計画等と整合しているか。	5	
・施設の効用を最大限発揮するための新規事業(自主事業)等の提案力		①設置目的の趣旨に合致し、通常の施設の適正管理に支障をきたさないものか。	10	
		②十分な創意工夫や実現可能性があるか。		
		③人々の交流の場を創出するとともに、利用者増につながるサービスの提供ができる具体的な提案となっているか。		
		④地域と連携し、地域に貢献する具体的な提案となっているか。		
(府通則条例第4条第3号)		④施設の効率的な 当該施設の管理運営に係る府の経費 ※指定期間における指定管理料提案額(指定管理料-納付金)を比較 <計算式>【申請者の点数】 =30点×(応募があった中で、実現が可能と思われる最低価格)÷(申請者の提案価格)	30	・事業計画書(4) ・収支計画書 ・自主事業計画書
合計点数			100	

※ 府通則条例：京都府の施設の管理等に関する条例(平成17年京都府条例第1号)